

平成22年11月5日
改正 平成23年9月13日
平成24年4月 1日
国立大学法人筑波大学

筑波大学基金募金活動倫理方針

国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）に筑波大学基金（以下「基金」という。）を設置しました。基金を通して、新しい道を拓く可能性を有する学生に、安心して学習・研究に打ち込める環境及び様々な相互交流を行う機会等を安定的に提供するとともに、本学における教育・研究及び社会貢献活動の推進に資することを目的としています。募金活動を行うにあたり、法人は諸法令及び以下の項目を遵守し社会倫理を尊重します。

1. 社会貢献

法人は、募金活動より得た基金への寄附及びその果実を、学生が安心して学習・研究に打ち込める環境及び様々な相互交流を行う機会等を安定的に提供することにより、広く社会に貢献します。

2. 社会的責任

法人の募金活動が社会的に大きな影響を与えることを認識し、その活動に社会的責任を負います。

3. 中立、公平、公正の堅持

法人は、募金活動を行うにあたり、中立、公平、公正な活動を堅持します。

4. 法令等の遵守

法人は、募金活動を行うにあたり、諸法規を遵守し、良識、礼節など社会規範を守り、社会倫理に適合するよう行動します。

5. 寄附金の受入

法人は、募金活動を行うにあたり、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金の受入れについて審議し、受入れの可否を決定します。

- (1) 法令等に違反するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 社会的批判を招くおそれがあるもの
- (4) その他、基金の目的に沿わないおそれがあるもの

6. 募金活動の健全化

法人は、募金活動における寄附者のご意見・ご要望を収集し、募金活動の健全化に努めます。

7. 個人情報等の保護

法人は、個人情報の保護に関する基本方針に則り、個人情報及び企業等情報の保護を徹底します。

8. 相互扶助の促進

教職員一人ひとりが、法人職員としての良識を保ち、相互扶助の精神をもった募金活動ができるよう努めます。